

【判例ID】 29048375
 【裁判年月日等】 平成30年2月7日／東京地方裁判所／民事第50部／判決／平成26年(ワ)33633号
 【事件名】 損害賠償請求事件
 【裁判結果】 一部認容、一部棄却
 【上訴等】 控訴
 【裁判官】 水野有子 山下浩之 仲吉統
 【審級関連】 <控訴審>令和2年3月17日／東京高等裁判所／第24民事部／判決／平成30年(ネ)2335号 判例ID: 28282026
 【出典】 D1-Law.com判例体系
 【判例評釈】 吉村良一・法律時報90巻8号64～70頁2018年7月
 【重要度】 1

■29048375

東京地方裁判所

平成26年(ワ)第33633号

平成30年02月07日

当事者及び訴訟代理人は、別紙1-1原告ら目録、別紙1-2原告ら訴訟代理人目録及び別紙1-3被告等目録記載のとおり

主文

1 被告は、別紙2訴訟承継目録「訴訟承継人」欄記載の原告ら、原告〔45〕-3、原告〔67〕-6及び原告〔95〕-3を除く原告らに対して、それぞれ330万円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 被告は、別紙2訴訟承継目録「訴訟承継人」欄記載の原告らに対して、それぞれ同別紙の同原告らに対応する「認容額」欄記載の金員及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

3 原告〔45〕-3、原告〔67〕-6及び原告〔95〕-3の請求並びにその余の原告らのその余の請求をいずれも棄却する。

4 訴訟費用は、原告〔45〕-3、原告〔67〕-6及び原告〔95〕-3との関係で生じた費用は、原告〔45〕-3、原告〔67〕-6及び原告〔95〕-3の各負担とし、その余の原告らとの関係で生じた費用は、これを10分し、その9をその余の原告らの、その余を被告の各負担とする。

5 この判決は、第1項及び第2項に限り、仮に執行することができる。

ただし、被告が別紙2訴訟承継目録「訴訟承継人」欄記載の原告ら、原告〔45〕-3、原告〔67〕-6及び原告〔95〕-3を除く原告らに対し、それぞれ300万円の、別紙2訴訟承継目録「訴訟承継人」欄記載の原告らに対し、それぞれ同別紙の同原告らに対応する「担保額」欄記載の金員の担保を供するときは、その執行を免れることができる。

目次

第1章 当事者の求めた裁判

第1 請求の趣旨

第2 請求の趣旨に対する答弁

第2章 事案の概要等

第1 事案の概要

第2 前提事実

1 当事者

2 福島県C市D区の概要

3 本件事故の発生と避難指示等

(1) 本件事故の発生

(2) 本件事故による避難指示等

(3) 本件事故による放射性物質の放出等

ア 本件事故による放射性物質の放出

イ 放射性物質汚染対処特措法等

4 中間指針等

(1) 中間指針等の策定

(2) 中間指針等における精神的損害の賠償等の内容

ア 避難等対象者に対する精神的損害の賠償等の内容

イ 避難等対象者以外の者に対する精神的損害の賠償等の内容

(3) 被告の賠償基準

ア 中間指針等の定める「避難等対象者」について

イ 中間指針等の定める「自主的避難等対象者」等について

5 相続等

第3 争点及び争点に関する当事者の主張

(原告らの主張)

1 原告らの主張の総論

2 “Dに生きる”ことの喪失による損害及びそれに対する慰謝料額

(1) Dの消滅

- ア 人口の激減、深刻な高齢化
- イ 自宅の解体により進む町の空洞化
- ウ 収まる気配のない鳥獣被害
- エ 放射性物質による汚染と除染作業の実態
- オ 農業の衰退
- カ 戻らない企業
- キ 学校関係
- ク 移動手段
- ケ 医療機関・介護施設等

(2) 本訴提起時原告らが被った具体的損害

- ア 親しい人間関係の破壊

イ 人生計画・生きがいの喪失、将来の生活に関する不安

ウ 健康状態の悪化

エ コミュニティーが破壊されたことに伴う精神的苦痛

オ Dに帰還する者の精神的苦痛

カ Dに帰還しない者の精神的苦痛

キ 経済的不安

ク あいまいな喪失と喪失不安

(3) “Dに生きる”ことの喪失による損害に対する慰謝料の額が1000万円を下らないこと

- ア 不可逆的かつ永遠の喪失

イ 慰謝料額

3 避難生活による損害及びそれに対する慰謝料額

(1) 本訴提起時原告らが避難生活によって被った被害の実情

ア 避難開始当初の被害の実情

イ 長期化する避難生活による被害の実情

ウ 親しい人間関係の喪失・変容等

エ いじめや差別等

オ 放射線被害

カ 本人及び家族の健康状態の悪化

キ 経済的不安

ク あいまいな喪失

(2) 避難生活自体による精神的苦痛に対する慰謝料額とその期間

ア 避難生活自体による精神的苦痛に対する慰謝料は月額20万円を下らないこと

イ 避難慰謝料が支払われるべき期間の終期は、早くとも避難指示解除後3年とすべきであること

(3) 避難生活に伴う生活雑費増加の積極損害又は生活費増加を原因とする精神的苦痛に対する慰謝料は1か月8万円を下らないこと

4 中間指針等について

(1) 中間指針等の性質からして、中間指針等を基準とすることが許されないこと

(2) 中間指針等の避難等に係る慰謝料の額が不合理であること

(3) “Dに生きる”ことの喪失による損害が含まれていないこと

(4) 財産的損害の賠償について

5 弁護士費用及び結論

(被告の主張)

1 被告の主張の総論

2 被告による本訴提起時原告らに対する避難に係る精神的損害の賠償額（1人当たり850万円）の合理性・相当性

(1) 1人月額10万円の合理性

ア 中間指針等の性質等から中間指針等が裁判上の手続において十分に尊重されるべきこと

イ 避難等に係る慰謝料として月額10万円という内容が合理的であること

(2) 賠償対象期間の合理性

(3) 原告らの避難慰謝料の主張に対するその余の反論

ア 本訴提起時原告らが避難生活によって被った被害の実情（原告らの主張3（1））について

イ 避難生活自体による精神的苦痛に対する慰謝料額（原告らの主張3（2）ア）について

ウ 避難生活に伴う生活雑費増加額（原告らの主張3（3））について

3 “Dに生きる”ことの喪失による損害との主張について

(1) 「Dの消失」との主張が誤りであること

ア 現在のD区の客観的状況

イ 低線量被ばくの健康影響について

(2) D区の客観的状況それ自体が本訴提起時原告らの具体的な権利侵害を基礎付けるものではないこと

(3) 850万円の賠償に含まれていること

(4) 本訴提起時原告らが被った具体的損害（原告らの主張2（2））についての反論

ア 親しい人間関係の破壊について

イ 人生計画・生きがいの喪失、将来の生活に関する不安との主張について

ウ 帰還を断念した結果生じた健康状態の悪化との主張について

エ コミュニティーが破壊されたことによる精神的苦痛との主張について

- オ Dに帰還する者の精神的苦痛との主張について
- カ D区に帰還しない者の精神的苦痛との主張について
- キ 経済的不安があるとの主張について
- ク あいまいな喪失との主張について
- ケ 原告ら本人尋問の結果について
- 4 弁護士費用及び結論

第3章 当裁判所の判断

第1 認定事実

- 1 本訴提起時原告らの客観的状況
- 2 D区の地理、沿革及び芸能等
 - (1) 地理、沿革等
 - (2) D区の行政区及び芸能等
- 3 本件事故の発生と避難指示等
 - (1) 本件震災とC市、特にD区の被害
 - (2) 本件事故の発生と当初の避難指示
 - (3) 平成23年4月22日の再編等
- ア 警戒区域等への再編等
- イ 応急仮設住宅、借上げ住宅について
 - (4) 平成24年4月の再編とそれ以降
- ア 平成24年4月の区域再編等
- イ 避難指示の解除等
- 4 放射線に関する知見等、本件事故による放射性物質汚染、本件事故による被災者のストレスに関する知見等
 - (1) 放射線に関する知見等
- ア 基礎的知見
- イ I C R Pの勧告
- ウ 放射線による障害防止に関する法令等
 - (2) 本件事故による健康影響等についての意見等及びD区の除染状況
- ア 本件事故による健康影響等についての意見等
- イ C市、特にD区における除染等
 - (3) 本件原発の現状等
 - (4) 本件事故等による被災者のストレスに関する知見等
- 5 D区の被害等
 - (1) D区の本件事故前後の状況等
- ア 人口等
- イ 学校及び学生数等
- ウ 商業施設、医療施設、交通等
- エ 産業
- オ 行政区及び伝統行事等
- カ 鳥獣被害
 - (2) C市復興総合計画
- 6 本訴提起時原告らの被害の実情等
 - (1) 世帯番号〔1〕
 - (2) 世帯番号〔17〕
 - (3) 世帯番号〔22〕
 - (4) 世帯番号〔24〕
 - (5) 世帯番号〔29〕
 - (6) 世帯番号〔41〕
 - (7) 世帯番号〔61〕
 - (8) 世帯番号〔67〕
 - (9) 世帯番号〔91〕
- 7 中間指針等及び被告の賠償基準等について
 - (1) 中間指針等における精神的損害の賠償等に関する議論等
- ア 中間指針の定める避難等対象区域から実際に避難をした者の精神的損害について
- イ 中間指針第四次追補の定める帰還困難区域等に居住していた者に対する一括賠償基準及び月額10万円の終期となる「避難指示等の解除等から相当期間経過後」について
 - (2) 中間指針等における精神的損害以外の賠償等に関する内容
- ア 政府による避難等の指示等に係る損害
- イ 除染費用
- ウ 住居確保に係る損害
- エ 中間指針等に明示されなかったものについて
 - (3) 被告の賠償基準
- ア 避難生活に伴う実費等
- イ 就労不能損害、営業損害
- ウ 財物損害

エ 住居確保に係る損害

- (4) 被告の総賠償額

第2 爭点に対する判断

1 原告らの請求

2 法的利益の侵害

- (1) 法的利益の侵害についての当裁判所の判断

- (2) 原告らの主張する損害との関係

3 慰謝料額

- (1) 検討方法

- (2) 侵害態様及び考慮要素の検討

ア 本件包括生活基盤に関する利益に対する侵害態様

イ 上記アで指摘していない考慮要素

ウ 生活費増加分について

エ 慰謝料額の検討

- (3) 中間指針等について

- (4) 判断

4 原告〔45〕-3、〔67〕-6及び〔95〕-3について

- (1) 原告〔45〕-3について

- (2) 原告〔67〕-6について

- (3) 原告〔95〕-3について

5 弁護士費用等

6 結論

別紙 用語・略語集

別紙 中間指針等定義語集

別紙1-1原告ら目録

別紙1-2原告ら訴訟代理人目録

別紙1-3被告等目録

別紙2訴訟承継目録

別紙3本訴提起時原告ら本件事故時各住居地等及び年齢

別紙4-1~3

E区、F区及びD区の位置関係と本件原発との距離並びにD区内の地理等

別紙5-1~4避難指示区域変遷図

別紙6自主的避難等対象区域図

事実及び理由

第1章 当事者の求めた裁判

第1 請求の趣旨

1 被告は、別紙2訴訟承継目録「訴訟承継人」欄記載の原告らを除く原告らに対して、それぞれ3278万円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 被告は、別紙2訴訟承継目録「訴訟承継人」欄記載の原告らに対して、それぞれ同別紙「合計請求額」欄記載の金員及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

3 訴訟費用は被告の負担とする。

4 仮執行宣言

第2 請求の趣旨に対する答弁

1 原告らの請求をいざれも棄却する。

2 訴訟費用は原告らの負担とする。

3 仮執行宣言は相当ではないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、担保を条件とする仮執行免脱宣言

第2章 事案の概要等

本判決中において使用する略語等は、本文中に特に注記したもののが別紙用語・略語集記載のとおりである。

第1 事案の概要

本件は、平成23年3月11日当時、福島県C市D区又はF区に生活の本拠としての住居等を有していた者又はこれらの者の相続人である原告ら321名が、本件震災により発生した本件原発における事故（本件事故）に伴う放射性物質の放出及び避難指示等により、本訴提起時原告ら（合計335名）は、自らの本来の住まい以外の場所での生活を強いられ、従前の生活を送れないことによる甚大な損害を被り、また自身の人生と生活の拠点であるDを奪われてしまったことにより不可逆的な損害を被り、その共通する慰謝料等の額は少なくとも1人当たり合計3828万円を下らない等と主張して、本件原発について原子炉の運転等をしていた被告に対し、原賠法3条1項本文に基づき、慰謝料の一部請求として、訴訟承継を経ていない原告らについては被告が認める850万円を超える部分である1人当たり2978万円及び弁護士費用300万円の合計3278万円並びにこれに対する本件事故発生の日である平成23年3月11日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払（同一人で訴訟承継を経ていない原告の地位と訴訟承継を経て原告となった地位が併存している原告らについて訴訟承継を経ていない原告の地位に基づく請求を含む。）を、訴訟承継を経た原告らについては上記債権（遅延損害金債権を含む。）のうち相続した額の支払（同一人で訴訟承継を経ていない原告の地位と訴訟承継を経て原告となった地位が併存している原告らについて訴訟承継を経て原告となった地位に基づく請求を含む。したがって、同原告らは、上記3278万円の債権（遅延損害金債権を含む。）及び相続した債権額を併せた額の支払を求める事となる。）をそれぞれ求める事案である。

第2 前提事実

（証拠等により容易に認定できる事実については、末尾に証拠等を記載した。）

1 当事者

(1) 本訴提起時原告らは、原告〔45〕-3、〔67〕-6、〔78〕-1・2及び〔95〕-3を除き、平成23年3月11日当時、生活の本拠としての住居を、いずれも福島県C市D区に置いていた者らである。原告〔45〕-3は、同日当時、その祖父母の住居がD区にあった者である。原告〔67〕-6は、当時胎児であって、同日当時、その父母が、生活の本拠としての住居を同区に置いていた者である。原告〔78〕-1・2は、同日当時、D区に隣接する同市F区Gに生活の本拠としての住居を置いていた者である。原告〔95〕-3は、同日当時、少なくともD区に自宅を所有していた者である（原告〔95〕-3の同日当時の生活の本拠としての住居地には争いがある。）。本訴提起時原告らの同日時点の生活の本拠としての住居地（原告〔45〕-3については祖父母の住居地、原告〔67〕-6については父母の住居地、原告〔95〕-3については自宅所在地）（以下「本訴提起時原告らの本件事故時各住居地等」という。）及び年齢は、別紙3記載のとおりである。本訴提起時原告らの本件事故時各住所地等は、いずれも本件原発から半径20km圏内に属している。（原告ら陳述書、弁論の全趣旨）

(2) 被告は、電気事業等を目的とする株式会社であり、本件原発の設置及び運転等を行ってきた原賠法2条3項所定の「原子力事業者」である。

2 福島県C市D区の概要

福島県C市は福島県の北東、太平洋に面した地域に所在する市であり、北からE区、F区及びD区の3区で構成されている。また同市は、本件原発の北部ないし北西部に位置している。D区は、C市の最南部に位置し、南北およそ9km、東西に13km、面積約90km²となっている。D区は、そのほとんどの地域が本件原発から20km圏内に属している。福島県全体におけるC市の位置、C市におけるE区、F区及びD区の位置関係と本件原発との距離並びにD区内の地理は別紙4-1・2のとおりである。（甲A3（2、17頁）、甲A12（6頁）、甲A13（8、9頁））

3 本件事故の発生と避難指示等

(1) 本件事故の発生

被告が本件原発において原子炉の運転中であった平成23年3月11日午後2時46分、本件地震が発生し、これに伴う津波（本件津波）の第一波が同日午後3時27分頃、第二波が同日午後3時35分頃に本件原発に到達した。本件津波は、本件原発の敷地高を上回るものであり、本件津波等により本件原発の施設の一部が損壊し、本件原発1号機、2号機、4号機において全電源喪失が、同3号機及び5号機において全交流電源喪失が生じ、同1号機ないし3号機において炉心冷却機能が、同4号機においては使用済燃料プールの冷却機能が損なわれた。同日午後7時03分には、内閣総理大臣により原子力災害対策特別措置法（平成24年6月27日法律第47号による改正前のもの）15条2項が規定する原子力緊急事態宣言が発令された。同月12日午後3時36分、本件原発の1号機で水素爆発が起こった。同月14日午前11時01分には、本件原発の3号機原子炉建屋で水素爆発が起こった。同月15日午前6時14分には、本件原発2号機圧力抑制室付近で大きな衝撃音が生じ、また同4号機建屋が損壊した。これらの一連の事故（本件事故）により、大気中に大量の放射性物質が放出された。（甲A2の1（1、15、19、37頁））

(2) 本件事故による避難指示等

本件事故を受けて、政府は、平成23年3月11日午後9時23分、本件原発から3km圏内の居住者等に避難のための立ち退きをすること、10km圏内の居住者等に屋内退避することを指示し、その後の本件事故の進展を受け、同月12日午前5時44分、本件原発から10km圏内の居住者等を対象に避難のための立ち退きを指示した。さらに、政府は、上記1号機の水素爆発を受けて、同日午後6時25分、本件原発から20km圏内の居住者等を対象に避難のための立ち退きを指示した。これによりD区の大半及びF区の一部（原告〔78〕-1・2の本件事故時住居地を含む。）が避難指示区域に属することとなり、前記1（1）で指摘した本訴提起時原告らの本件事故時各住居地等は、すべて避難指示区域に属することとなった。その後、上記3号機の水素爆発等を受けて、政府は、同月15日午前11時、本件原発から20km以上30km圏内の居住者等に対して屋内退避指示を出した。

同年4月22日、本件原発から20km圏内の地域が、原則として立入りが禁じられる警戒区域に設定された。これにより、本訴提起時原告らの本件事故時各住居地等はすべて警戒区域に設定された。また、同日、本件原発から20km以遠の地域において本件事故発生から1年間の積算線量が20mSvに達するおそれのある地域が計画的避難区域に、それ以外の本件原発から20km以上30km圏内の位置にある地域の大半が緊急時避難準備区域と指定されるとともに、本件原発から20km以上30km圏内になっていた屋内退避指示が解除された。また、同日の再編の後に、本件事故発生後1年間の積算線量推計値が20mSvを超えると推定され除染が容易でない地点で避難が事実上推進される地点が特定避難勧奨地点に指定された。警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域及び特定避難勧奨地点がある地域の概要図は、別紙5-1のとおりである。原災本部は、同年9月30日、上記緊急時避難準備区域の指定を解除した。同解除後の、避難指示区域等の概要図は、別紙5-2のとおりである。

原災本部は、同年12月26日に避難指示区域等の見直しについての対応方針を示した。ここでは（1）年間積算線量が20mSv以下となることが確実であると確認された地域を避難指示解除準備区域に、（2）年間積算線量が20mSvを超えるおそれがあり、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難を継続することを求める地域を居住制限区域に、（3）居住制限区域のうち、放射性物質による汚染レベルが極めて高く、避難指示を解除するまでに長期間を要する区域として、5年間を経過してもなお年間積算線量が20mSvを下回らないおそれがある地域（当該時点で年間積算線量が50mSv超の地域）を帰還困難区域と設定する方針が示された。上記方針に従い、平成24年4月16日、C市における警戒区域又は計画的避難区域の指定が帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域の指定に再編された。これにより、本訴提起時原告らの本件事故時各住居地等は、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に再編された。その後、平成25年8月までに従来の警戒区域及び計画的避難区域は、順次上記三つのいずれかに再編されていった。C市の区域指定再編後の避難指示区域の概要図は、別紙5-3のとおりであり、平成25年8月の再編完了までの避難指示区域の変遷概要図は、別紙5-4（同別紙の1～9頁）のとおりである。

当該区域再編完了後、最初に、H市の避難指示解除準備区域の指定が解除され（平成26年4月1日）、その後順次解除地域が拡大していく、平成28年7月12日には、C市における居住制限区域及び避難指示解除準備区域の指定が解除された。これにより、本訴提起時原告らの本件事故時各住居地等における避難指示が解除された。口頭弁論終結時までの避難指示解除の変遷概要図は、別紙5-4（同別紙の10頁以下）のとおりである。

(甲A2の1(263~266、273~276頁、資料V-1・2)、甲A2の2(228~232、242~244頁)、甲A4、甲A5及び6の各1・2、甲A8の1~5、乙A5、7、8、10、11、13、175)

(3) 本件事故による放射性物質の放出等

ア 本件事故による放射性物質の放出

本件事故により本件原発から大気中に放出された放射性物質総量の推計値は、平成24年5月24日発表の被告推計値によると、ヨウ素131が約50万テラベクレル(テラベクレルとは 10^{12} (1兆)ベクレルである。)、セシウム137が約1万テラベクレル、これらをヨウ素換算値にすると約90万テラベクレルとされている。(甲A1(329頁)、甲A2の2(275頁))

イ 放射性物質汚染対処特措法等

本件事故を踏まえ、平成23年8月30日、放射性物質汚染対処特措法が公布され、一部を除き同日施行された。同法は、本件事故により本件原発から放出された放射性物質(同法において「事故由来放射性物質」と定義される。)による環境の汚染が生じていることに鑑み、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、原子力事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体、関係原子力事業者等が講すべき措置について定めること等により、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的とするものである。

(同法1条) 同法25条1項は、環境大臣は、「その地域及びその周辺の地域において検出された放射線量等からみてその地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染が著しいと認められることその他の事情から国が土壤等の除染等の措置並びに除去土壤の収集、運搬、保管及び処分～を実施する必要がある地域として環境省令で定める要件に該当する地域」を、除染特別地域として指定することができる旨を規定し、同項を受けて、汚染廃棄物対策地域の指定の要件等を定める省令(平成23年12月14日環境省令第34号)2条及び3条は、警戒区域又は計画的避難区域の対象であるか又はあった区域(ただし国が除染等の措置等を実施する必要があると認められない区域を除く。)は、上記要件に該当することを示している。以上を踏まえ、D区及び原告[78]-1・2が生活の本拠地としていたF区Gは、その全域が除染特別地域に指定された。

同法7条は、環境大臣が事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する基本的な方針の案を作成し、閣議決定を求めるなければならない旨を定めているところ、平成23年11月11日に、この基本方針が策定された。同基本方針において、土壤等の除染等の措置に係る目標について、追加被ばく線量が年間20mSv以上である地域については、当該地域を段階的かつ迅速に縮小することを目指すこと、それ未満である地域については、長期的な目標として追加被ばく線量が年間1mSv以下となることをを目指すこと等が示されている。

(乙A72、弁論の全趣旨、公知)

4 中間指針等

(1) 中間指針等の策定

原子力損害賠償紛争審査会(原賠法)は、原賠法18条に基づき、原子力損害の賠償に関して紛争が生じた場合における和解の仲介及び当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針の策定に係る事務を行う機関として、文部科学省のもとに置かれる組織である。原賠紛争審査会は、本件事故について、同法18条2項2号に掲げられる「原子力損害の賠償に関する紛争について原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針」として、平成23年8月5日に中間指針を、同年12月6日に中間指針追補を、平成24年3月16日に中間指針第二次追補を、平成25年1月30日に中間指針第三次追補を、同年12月26日に第四次追補(これらの総称が「中間指針等」である。)を策定した。なお、原賠法に基づき、原賠紛争審査会のもとに、本件事故による損害賠償のADRを担当する組織として、原子力損害賠償紛争解決センター(以下、単に「センター」ともいう。)が置かれている。(乙A1~3、177、弁論の全趣旨、公知)

(2) 中間指針等における精神的損害の賠償等の内容

ア 避難等対象者に対する精神的損害の賠償等の内容

中間指針は、「対象区域」、「住居」、「避難等」、「避難等対象者」を別紙中間指針等定義語集記載のとおりに定義した上で、避難等対象者が受けた精神的損害(生命・身体的損害を伴わないものに限る。)について、少なくとも(ア)「対象区域から実際に避難した上引き続き同区域外滞在を長期間余儀なくされた者(又は余儀なくされている者)及び本件事故発生時には対象区域外に居り、同区域内に住居があるものの引き続き対象区域外滞在を長期間余儀なくされた者(又は余儀なくされている者)が、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛」及び(イ)「屋内退避区域の指定が解除されるまでの間、同区域における屋内退避を長期間余儀なくされた者が、行動の自由の制限等を余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛」は賠償すべき損害と認められる、とする。そのうえで、これらに係る精神的損害の損害額については、避難等対象者の避難等による生活費の増加費用と合算した一定の金額をもって両者の損害額と算定するのが合理的な算定方法であるとする(ただし、ここで精神的損害と一括して算定する生活費の増加費用は「通常の範囲の費用を想定したもの」であつて、避難等対象者の中で、特に高額の生活費の増加費用の負担をした者については、そのような高額な費用を負担せざるを得なかつた特段の事情があるときは、別途、必要かつ合理的な範囲において、その実費が賠償すべき損害となるとされている。)。そして、上記(ア)の精神的苦痛に対する賠償額と生活費の増加費用とを合算した額について、年齢や世帯の人数等にかかわらず、また原則として個々の避難等対象者が避難等をした日にかかわらず、(1)本件事故発生から6か月間(第1期)は一人月額10万円(ただし、この間、避難所・体育館・公民館等(避難所等)における避難生活等を余儀なくされた者については、避難所等において避難生活をした期間は、一人月額12万円)を目安とし、(2)第1期終了から6か月間(第2期)は一人月額5万円を目安とする旨を示している。また、上記(イ)の精神的苦痛に対する賠償額と生活費の増加費用とを合算した額について、年齢や世帯の人数等にかかわらず、一人10万円を目安とする旨を示している。

ここで、上記(ア)の精神的苦痛に対する賠償額と生活費の増加費用とを合算した額(上記(1))について中間指針は、第1期は、「地域コミュニティ等が広範囲にわたって突然喪失し、これまでの平穡な日常生活とその基盤を奪われ、自宅から離れ不便な避難生活を余儀なくされた上、帰宅の見通しもつかない不安を感じるなど、最も精神的苦痛の大きい期間といえる」とした上で、その額の算定について「本件は負傷を伴う精神的損害ではないことを勘案しつつ、自動車損害賠償責任保険における慰謝料(日額4,200円。月額換算12万6,000円)を参考にした上、上記のように大きな精神的苦痛を被つたことや生活費の増加分も考慮し、一人当たり月額10万円を目安とするのが合理的であると判断した。」「但し、特に避難

当初の避難所等における長期間にわたる避難生活は、他の宿泊場所よりも生活環境・利便性・プライバシー確保の点からみて相対的に過酷な生活状況であったことは否定し難いため、この点を損害額の加算要素として考慮し」たとしている。次に上記〈1〉の第2期については「引き続き自宅以外での不便な生活を余儀なくされている上、いつ自宅に戻れるか分からぬという不安な状態が続くことによる精神的苦痛がある」が「突然の日常生活とその基盤の喪失による混乱等という要素は基本的にこの段階では存せず、この時期には、大半の者が仮設住宅等への入居が可能となるなど、長期間の避難生活の基盤が整備され、避難先での新しい環境にも徐々に適応し、避難生活の不便さなどの要素も第1期に比して縮減すると考えられ」、「避難生活等の過酷さも第1期に比して緩和されると考えられることを考慮し」たとしている。なお中間指針は、上記（ア）の〈1〉・〈2〉の金額及び上記（イ）の金額について「あくまでも目安であるから、具体的な賠償に当たって柔軟な対応を妨げるものではない。」「その他の本件事故による精神的苦痛についても、個別の事情によっては賠償の対象と認められる。」としている。

次に、中間指針第二次追補は、警戒区域及び計画的避難区域の避難指示解除準備区域、居住制限区域又は帰還困難区域への区域再編予定等を受けて、これら新たな三つの区域を「避難指示区域」と、これら三つのいずれかの区域に設定されることを「避難指示区域見直し」と定義した上で（別紙中間指針等定義語集参照）、避難指示区域内に本件事故発生時に生活の本拠としての住居があった者の精神的損害について以下の指針を示した。（ア）避難指示区域内に生活の本拠としての住居があつた者については、中間指針で示された「第2期」を避難指示区域見直しの時点まで延長し、第3期を避難指示区域見直し時点から終期までの期間とする（なおここで「終期」については、中間指針において「避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならない。」と示されている。）。（イ）第3期における精神的損害の具体的な損害額（避難費用のうち通常の範囲の生活費の増加費用を含む。）の算定に当たっては、避難指示解除準備区域及び居住制限区域に設定された地域については一人月額10万円を、帰還困難区域に設定された地域については一人600万円を目安とする。（ウ）旧緊急時避難準備区域内に住居があつた者の精神的損害について、第2期を平成24年3月10日まで、第3期を同月11日から終期までとし、終期をb b町を除いて平成24年8月末までを目安とした上で、第3期における精神的損害の具体的な損害額（避難費用のうち通常の範囲の生活費の増加費用を含む。）の算定に当たっては、一人月額10万円を目安とする。ここで、上記（イ）について、中間指針第二次追補は、「帰還困難区域にあっては、長年住み慣れた住居及び地域における生活の断念を余儀なくされたために生じた精神的苦痛が認められ、その他の避難指示区域にあっても、中間指針へで示された精神的苦痛に準じて精神的損害が認められる」、「避難を継続する者と移住しようとする者との間で、損害額及び支払方法等に差を設けないことが適當である。」とし、また避難指示区域内に生活の本拠としての住居があつた者の精神的損害の具体的な損害額の目安を第2期より増額させているが、この点について「避難の長期化に伴う「いつ自宅に戻れるか分からぬという不安な状態が続くことによる精神的苦痛」の増大等を考慮した。」としている。

中間指針第四次追補は、中間指針第二次追補で示された第3期の精神的損害の具体的な損害額について、（ア）帰還困難区域又はI町若しくはJ町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域について、中間指針第二次追補で示された一人600万円に、一人1000万円を加算し、600万円を月額に換算した場合の将来分（平成26年3月以降の分）の合計額（ただし、通常の範囲の生活費の増加費用を除く。）を控除した金額を目安とし、具体的には第3期の始期（帰還困難区域等の設定）が平成24年6月の場合は、加算額から将来分を控除した後の額を700万円とする、（イ）（ア）以外の地域については引き続き一人月額10万円を目安とし、終期に関する「避難指示等の解除等から相当期間経過後」の「相当期間」を避難指示区域については1年間を当面の目安とし、個別の事情も踏まえ柔軟に判断するものとする、とした。中間指針第四次追補は、その策定時点（平成25年12月26日）において、帰還困難区域について「避難指示が事故後6年後を大きく超えて長期化することが見込まれる」、I町及びJ町について「帰還困難区域と同様に避難指示解除及び帰還の見通しすら立っていない」との認識を前提に、（ア）の賠償は、「〈1〉長期間の避難の後、最終的に帰還が可能か否か、また、帰還可能な場合でもいつその見通しが立つかを判断することが困難であること、〈2〉現在も自由に立入りができず、また、除染計画やインフラ復旧計画等がなく帰還の見通しが立たない状況においては、仮に長期間経過後に帰還が可能となつたとしても、帰還が不能なために移住を余儀なくされたとして扱うことも合理的と考えられること、〈3〉これらの被害者が早期に生活再建を図るために、見通しのつかない避難指示解除の時期に依存しない賠償が必要と考えられること」等から、「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたりて帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」を一括して賠償するための賠償であるとした。そして、その額の算定について「過去の裁判例及び死亡慰謝料の基準等も参考にした上で、避難指示が事故後10年を超えた場合の避難に伴う精神的損害額（生活費増加費用は含まない。）の合計額を十分に上回る額とし」、ただし中間指針第二次追補で示された600万円について「5年分の避難に伴う慰謝料として一律に算定している」ものであるところ、そのうち平成26年3月以降に相当する部分は上記した精神的苦痛等に包含される考え方から、その分を加算額から控除することとしたことを説明している。なお、この加算額は、個別具体的な事情によりこれを上回る額があるともしている。また、中間指針第四次追補は、上記（イ）の「相当期間」の当面の目安については、「〈1〉避難生活が長期にわたり、帰還するには相応の準備期間が必要であること、〈2〉例えば学校の新学期など生活の節目となる時期に帰還することが合理的であること、〈3〉避難指示の解除は～日常生活に必須なインフラや生活関連サービスが概ね復旧した段階において、子供の生活環境を中心とする除染作業の十分な進捗を考慮して、県、市町村及び住民と十分な協議を行うこととなっていること、〈4〉こうした住民との協議により、住民としても解除時期を予想して避難指示解除前からある程度の帰還のための準備を行うことが可能であること等」を考慮したとしている。

（乙A 1～3）

イ 避難等対象者以外の者に対する精神的損害の賠償等の内容

中間指針追補は、避難指示等に基づかずに行った避難を「自主的避難」と、福島県K湖以東の福島県の各市町村のほとんどを「自主的避難等対象区域」と、本件事故発生時に自主的避難等対象区域内に生活の本拠としての住居があつた者を「自主的避難等対象者」と定義している（別紙中間指針等定義語集参照）。中間指針追補で定義されている「自主的避難等対象区域」となる地域図は別紙6のとおりである。そのうえで、中間指針追補は、「少なくとも～自主的避難等対象区域においては、住民が放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱いたことには相当の理由があり、また、その危険を回避するために自主的避難を行ったことについてもやむを得ない面がある」ところ、「自主的避難等の事情は個別に異なり、損害の内容も多様であると考えられるが、～一定の自主的避難等対象区域を設定した上で、同対象区域に居住していた者に少なくとも共通に生じた損害を示す」こととして、「自主的避難等対象者」について、下記の損害のうち一定の範囲のものを賠償すべき損害として示し

た。すなわち、「〈1〉放射線被曝への恐怖や不安により自主的避難等対象区域内の住居から自主的避難を行った場合（本件事故発生時に自主的避難等対象区域外に居り引き続き同区域外に滞在した場合を含む。）における～i）自主的避難によって生じた生活費の増加費用、ii）自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛、iii）避難及び帰宅に要した移動費用」と「〈2〉放射線被曝への恐怖や不安を抱きながら自主的避難等対象区域内へ滞在を続けた場合における～i）放射線被曝への恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛、ii）放射線被曝への恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により生活費が増加した分があれば、その増加費用」のうち一定の範囲のものを賠償すべき損害とし、その算定について、いずれもこれらを合算した額を損害額として算定するのが、公平かつ合理的であるとして、「〈1〉自主的避難等対象者のうち子供及び妊婦については、本件事故発生から平成23年12月末までの損害として一人40万円」、「〈2〉その他の自主的避難等対象者については、本件事故発生当初の時期の損害として一人8万円」をそれぞれ目安とした。

中間指針第二次追補は、中間指針追補が示した「自主的避難等による損害」の平成24年1月以降に関し、「少なくとも子供及び妊婦については、個別の事例又は類型毎に、放射線量に関する客観的情報、避難指示区域との近接性等を勘案して、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には、賠償の対象となる」旨を示している。

(乙A2、177、178)

(3) 被告の賠償基準

被告は、中間指針等を踏まえた独自の賠償基準を策定・公表しており、その精神的損害等についての賠償に関する基準は以下のとおりである。

ア 中間指針等の定める「避難等対象者」について

(ア) 居住制限区域又は避難指示解除準備区域に生活の本拠があった者に対する精神的損害等についての賠償基準

本件事故時点における生活の本拠が、避難指示解除準備区域又は居住制限区域（ただし、I町及びJ町を除く。）にあった者については、原則として、避難継続の有無を問わず、避難生活等による精神的損害等（避難に伴う生活費の増加分を含む。）に対する賠償として、1か月当たり10万円の平成23年3月から平成30年3月までの85か月分として850万円を支払う。

前記のとおり中間指針等は、本件事故発生6か月後から避難指示区域見直しまでの期間である「第2期」の避難等対象者の精神的損害に対する賠償額の目安を月額5万円とし、また賠償終期の当面の目安を避難指示解除から1年後としているが、被告の上記賠償方針は、政府が示した復興方針等を踏まえて、これらの賠償を拡大したものである。

(甲A35、乙A27、28、30、32、35、36、147、148、152、154)

(イ) 帰還困難区域、I町又はJ町に生活の本拠があった者に対する精神的損害等についての賠償基準

本件事故時点における生活の本拠が、帰還困難区域又はI町若しくはJ町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域にあった者については、原則として、避難生活等による精神的損害等（生活費に対する増加分を含む。）に対する賠償として1か月当たり10万円の平成23年3月から平成29年5月までの75か月分として750万円に加え、本件事故に伴い「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこで生活の断念を余儀なくされたことによる精神的苦痛等」に対する賠償として700万円、すなわち合計1450万円を支払う。（乙A27、28、30、31、147～149、152、154、弁論の全趣旨）

(ウ) 緊急時避難準備区域に生活の本拠があった者に対する精神的損害等についての賠償基準

本件事故時点における生活の本拠が、緊急時避難準備区域（帰還困難区域、居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域又は特定避難勧奨地点に指定された区域を除く。）にあった者については、原則として、避難生活等による精神的損害等（生活費に対する増加分を含む。）に対する賠償として1か月当たり10万円の平成23年3月から平成24年8月までの18か月分として180万円を支払う。（乙A111、147～150）

(エ) 緊急時避難準備区域に指定されなかった屋内退避区域及びC市の一部地域

本件事故時点における生活の本拠が、緊急時避難準備区域に指定されなかった屋内退避区域又はC市の一部（C市のうち、本件原発から30km圏外でかつ計画的避難区域に指定されなかった地域）にあった者については、原則として、避難生活等による精神的損害等（生活費に対する増加分を含む。）に対する賠償として1か月当たり10万円の平成23年3月から同年9月までの7か月分として70万円を支払う。（乙A147～150）

(オ) 加算事由

被告は、中間指針の定める避難等対象者等について、一定の事由がある場合には、上記で示した精神的損害等に対する最低の賠償額から増額して賠償する運用をしている。上記「一定の事由」の具体例及びそれに応じて増額される内容として以下のようないわゆる「加算事由」が存在する。すなわち、(ア)中間指針の定める避難所等における避難生活等を余儀なくされた期間については、1人月額10万円を増額して、月額12万円を賠償する、(イ)本件事故発生時に中間指針の定める避難指示等対象区域内に生活の本拠を有しており、避難等を余儀なくされた者のうち、要介護認定や一定の身体障害等級・精神障害等級認定等を受けている者本人及び特に重たい認定を受けており恒常的に介護が必要な者の介護者それぞれについて、1人月額10万円に毎月1～2万円を増額して賠償する、(ウ)本件事故当時、中間指針の定める避難指示等対象区域に居住しており、避難生活を余儀なくされたことにより、哺乳類（犬や猫等）や鳥類のペットと離別又は死別したことについての精神的損害を賠償する、

(エ)中間指針の定める避難等対象者のうち子供（18歳以下の者）及び妊婦が平成23年4月23日から平成24年8月31日までの間に同指針の定める避難指示等対象区域から自主的避難等対象区域に避難又は滞在していた場合、その滞在していた時期に応じて一定の額（平成23年中の場合40万円、平成24年中の場合8万円）を賠償する、という運用である。

(乙A114～117、弁論の全趣旨)

イ 中間指針等の定める「自主的避難等対象者」等について

(ア) 中間指針追補の定める「自主的避難等対象者」について

本件事故時点における生活の本拠が、中間指針追補が定める「自主的避難等対象区域」にあった者について、(1)避難を行った場合、避難によって生じた生活費の増加費用、避難により正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛並びに避難及び帰宅に要した移動費用への賠償として、(2)滞在を続けた場合、放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛及び

上記行動の自由の制限等により生活費が増加した分があれば、その増加費用などへの賠償として、いずれについても原則として12万円を支払う。ただし、平成23年3月11日から同年12月31日までの間に18歳以下又は妊婦であった者に対しては、1人当たり40万円、さらにこれらの者のうち実際に避難をした者に対しては避難によって生ずる費用の賠償として20万円を加算した額である60万円を支払う。また、平成24年1月1日から同年8月31日までの間に18歳以下又は妊婦であった者に対しては、慰謝料としてさらに8万円を支払う。（乙A116、117、178、179）

（イ）福島県県南地域

本件事故時点における生活の本拠が福島県県南地域（別紙6のうち「自主的避難等対象区域」でないL村以東の福島県県南地域）にあった者のうち、平成23年3月11日以降同年12月31日までの期間に18歳以下であった者及び妊婦であった者に対し、上記「自主的避難等対象者」に対する賠償と同内容の損害に対する賠償として、20万円を支払う。また、平成24年1月から同年8月31日までの期間中に18歳以下であった者及び妊婦であった者に対しては慰謝料としてさらに4万円を支払う。なお、同地域に生活の本拠を有していた全員に対し、清掃業者への委託費用等の追加的費用などへの賠償として、4万円を支払う。（乙A117、179、180）

5 相続等

別紙2訴訟承継目録「死亡原告」欄記載の本訴提起時原告らは、それぞれ同別紙の「死亡日」欄記載の日に死亡した。同別紙「訴訟承継人」欄記載の原告らは、それぞれ当該本訴提起時原告らと、それぞれ同別紙「続柄」欄記載の関係にあり、相続人であって、原告〔49〕-1を除き、他の相続人との間で同別紙「遺産分割協議成立日」に遺産分割が成立したことによつて、原告〔49〕-1は相続に基づき、それぞれ同別紙「相続割合」記載の割合で、上記各本訴提起時原告らの本件請求権を取得した。（甲B〔2〕-6～17、甲B〔23〕-3～15、甲B〔24〕-13～18、甲B〔33〕-5～28、甲B〔34〕-2～9、甲B〔41〕-10～16、甲B〔42〕-32～45、甲B〔45〕-2～13、甲B〔48〕-3～15、甲B〔49〕-10～14、甲B〔52〕-3～8、甲B〔68〕-5～17、甲B〔72〕-4～30、甲B〔79〕-3～12、甲B〔108〕-3～8、甲B〔113〕-3～7、甲B〔119〕-13～19、甲B〔122〕-6～8、弁論の全趣旨）

第3 爭点及び争点に関する当事者の主張

本件の争点は、本訴提起時原告ら全員に共通する本件事故による慰謝料額である。この点に関する当事者らの主張は、以下のとおりである。

（原告らの主張）

1 原告らの主張の総論

本訴提起時原告らは、平成23年3月11日時点で、別紙3記載のとおりD区に生活の本拠としての住居を有していた（ただし、2名（原告）についてはD区に隣接するF区に住居を有していたが、同地点もD区に近隣である。）。しかし、本件事故に起因する前記前提事実記載の政府の避難指示により、当該住まいから避難区域外への立ち退きを余儀なくされた。これにより、本訴提起時原告らは、自らの本来の住まい以外の場所での生活を強いられ、それまで送ってきた生活を送れず、避難生活を送ることによる甚大かつ継続的な損害を受けている。また本訴提起時原告らは、本件事故という未曾有の災害により、自身の人生と生活の拠点（“Dに生きる”こと）を奪われてしまったことによる不可逆的な損害をも受けている。後者の損害は、避難生活を強いられていることを原因として日々継続的に発生している前者の損害とは、全く重なり合わず、明らかに性質を異なるものである。そこで、以下、後者の損害（“Dに生きる”ことの喪失による損害）と前者の損害（避難生活による損害）とに分けて、それぞれの損害内容及びそれに対する慰謝料額について論じる（後記2、3）。また、被告は、中間指針等を根拠に被告が本訴提起時原告らに支払った又は支払うことを約束している慰謝料額の合理性を主張するが、当該主張が誤りであることを論じる（後記4）。

2 “Dに生きる”ことの喪失による損害及びそれに対する慰謝料額

本訴提起時原告らは、本件事故という人類が経験したことのない未曾有の災害により、避難開始当初に大量の被ばくをしたことや、D区内において、故郷の大手に接しながら自然の中で生活を営み、相互に密接に結ばれた地域の住民らとコミュニティーを構築して生活する機会を永遠に喪失するなどの不可逆的な損害（以下「“Dに生きる”ことの喪失による損害」という。）を被った。“Dに生きる”ことを喪失するとは、〈1〉Dの人間として生まれ、育ち、そこで生き、子孫を残して土に帰っていくことの喜びや誇りなど、〈2〉伝統的に築き上げてきたコミュニティーとして、近隣の人々と濃密な人間関係を持ち、相互に助け合い、様々な行事等を通して楽しい時間を共有する等の生活、〈3〉文化の伝承を含めたD民としての誇り、尊厳及びアイデンティティ、〈4〉日々の生活の中核であったコミュニティー、〈5〉Dで生きることの素晴らしさを子孫に伝え、これを伝承するという営みをなす機会とそれにより祖先とつながり、社会とつながるという感覚及び安らぎ並びに安心して浸っていた快適な環境を奪われることである。“Dに生きる”ことの喪失による損害は、後記3で述べる避難生活に伴い継続的に発生する損害とは、全く重なり合わず、明らかに性質を異なるものである。そして、“Dに生きる”ことの喪失による損害に対する慰謝料の額は1000万円を下らない。以下詳述する。

（1）Dの消滅

本件事故により、Dでは物理的に田畠が荒野となり、人家が消滅し、何百年も続いてきた伝統行事や生活の営みが消滅した。すなわち、本件事故による放射能汚染と5年余に及んだ帰還制限は、長い歴史を持つDの生活、文化、Dでの営みを消滅させた。以下、本件事故によるDの消滅の具体的な現象形態を述べる。

ア 人口の激減、深刻な高齢化

本件事故前のD区では、人々の転入、転出が少なく、若者世代の人口流出は、他の農村部と比較すると少ないものであった。すなわち、住民のほとんどは、D区内で生まれ育ち、学校に通い、仕事もすべて住み慣れたD区内で完結する生活を送ってきた。そしてD区の人口は、平成23年3月11日時点では1万2842人であった。しかしながら、平成29年5月1日時点でD区に戻ったと届出のあった人数は1775人である。単に人数が減少しているのみならず、その年齢層は大きく変化している。すなわち、上記帰還者の60%が高齢者であり、中学生以下はわずか83人にとどまっている。高校生も含め、園児や学生はDに戻っておらず、子育て世代も戻っていない（具体的な児童・学生数は後記キのとおりである。）。結果として、D区内で現在生活しているのは、高齢の夫婦二人暮らしの世帯が圧倒的に多い。

このような人口激減及び深刻な高齢化、特に子供を含めた子育て世代の者たちがいなくなったのは本件事故によるものである。すなわち、本件事故前のDでは、土地や家業を先祖代々受け継いできた家が大変多く、子たちも、将来跡を継ぐのを当然

のことと思つて生活してきていたところ、本件事故後、子育て世代は、放射能による悪影響への恐れに加え（このことが相当因果関係を基礎付けることは後記（3）ア（イ）記載のとおりである。）、Dには仕事がないため戻っても生活ができないこと、それぞれが避難先で新しい学校生活や仕事を始め、避難指示期間中にやつとの思いで周りとの関係性を築いた者にとって、避難指示が解除されたからといって、それらの関係性を断ち切り、Dに戻ることは無理があることからDに戻らないものである。

イ 自宅の解体により進む町の空洞化

Dでは、現在本件事故に伴う長期間に及ぶ避難生活により使用に耐えなくなった家屋の解体が進んでいる。平成29年4月20日時点で受付数2945件、そのうち2016件が解体済みである。特に、本件事故前に町で一番の賑わいを見せていました駅前通りは、ほとんどが解体済み又は解体予定の家屋であり、Dの空洞化は進む一方である。

ウ 収まる気配のない鳥獣被害

本件事故に伴う長期間に及ぶ避難指示によって、人がいない間に鳥獣が繁殖しており、避難指示が解除されてもその被害は収まる気配がない。特に多く見られるのが、イノシシ、アライグマ、ハクビシン、タヌキによる被害であり、平成22年度の捕獲数がイノシシ42頭、アライグマ0頭、ハクビシン3頭、タヌキ1頭であったのが、平成28年度にはイノシシ287頭、アライグマ144頭、ハクビシン63頭、タヌキ38頭となっている。

エ 放射性物質による汚染と除染作業の実態

本件事故により、D区は、避難指示の対象区域とされ、放射性物質汚染対処特措法における除染特別地域に指定される等放射性物質に汚染され、現在でも健康被害が発生する可能性を否定できないほどの高い放射線量が計測され、放射性物質が残存している。そして、政府は除染作業を進めているが、そもそも当該除染は原状回復、すなわち完全な除染を目指すらしておらず、その計画自体も難航し、そのうえ行われている除染作業自体も形だけのものであって、未承諾地や周囲の山林の除染が行われていないので、すぐに放射性物質が舞い込み、線量が高くなってしまう。具体的には、Dでは、平成29年5月1日時点で、実際の除染作業が完了していない場所もあり、地権者の同意が得られない土地は汚染されたまま放置され、除染が済んだ土地のすぐ隣に未除染のままの土地があるところも少なくない。このような場合において、雨が降れば、汚染された土が隣の土地や下流に流れ込み、除染済みの土地を再び汚染する。山林等についていえば、D区の面積は9195haであるところ、そのほぼ半分が山林で、池沼も8haある。本件事故により大量に放出された放射性物質は、森林の樹木等に付着し、現在は落葉等の土壤表層部にあると考えられているところ、除染実施計画に基づく森林の面的除染作業は住宅等の近隣というごく僅かな範囲しかなされておらず、国等においてはほとんどの森林について堆積有機物を除去した場合の土壤流出などが懸念されるため除染を実施しない方針とされている。すなわち、Dの半分近くが除染されずに放置されることになる。本件事故前に田畠に豊かで清らかな水を提供していたため池についてみると、除染は手つかずで、公表されている最新の測定結果でも、本来自然界に存在しないセシウム134、セシウム137が高濃度に検出されている。このため池の放射線汚染は、農業が再開できない重要な要因となっている。

また除染廃棄物が置かれている巨大な仮置場がD区内に10か所存在し、その他に多数の一時集積所又は仮々置場も存在している。そして除染廃棄物の搬入先であろう中間貯蔵施設の整備は、全く進んでいない。このような状況で、仮置場から除染廃棄物が搬出されるまで何年かかるのか、その目処すら全くたたない状況であり、住民は常に放射線被ばく又は放射性物質の存在を意識せざるを得ず、不安と恐怖を抱えざるを得なくなっている。

オ 農業の衰退

農作物の作付面積は、平成23年3月11日時点では、水稻1230ha、大豆120ha、飼料作物類108ha、大根25ha、うど15haであったものが、平成29年5月1日時点では水稻20ha、大豆33ha、飼料作物類10ha、うど0.5haと大幅に減ったままである。また、本件事故に伴い流出した農業の扱い手がDに戻ってくる見込みがなく、Dに戻ってきた者でも本件事故に伴う農地の荒廃、風評被害への懸念や高齢化のため、農業を再開するという者はほとんどない。

カ 戻らない企業

D商工会に登録しているD区内の事業者数は、本件事故前は319であったが、平成29年4月1日時点で、D区内で再開した事業者数は82にとどまる。D商工会での登録の有無を問わず、D区内の会社・工場の数について見ると、平成23年3月11日時点では181であったものが、平成29年5月1日時点では32となっている。特に、本件事故前、Dには、50～100人ほどの従業員がいた企業の工場が複数あったが、本件事故後これらの工場はいずれもDから撤退し、今後もDに戻ってくる見込みがない。さらに本件事故前にはDには1万3000人の人口に対して5軒のスーパーマーケットが存在し、住民の生活を支えていたが、平成29年5月1日現在で、D区にスーパーマーケットは1軒も存在せず、わずかにコンビニエンスストアと月曜から土曜日の日中のみ営業する小さな商店があるのみであり、日常生活に必要なものを売る小売店が圧倒的に不足している。

キ 学校関係

D区における学校関係の状況は下記のとおりとなっている。すなわち、平成23年3月11日時点では、D区には五つの幼稚園があり、園児194人がいたところ、平成29年5月1日現在、幼稚園は平成29年度から開校した1つのみで、園児はわずか3人である。次に小学校は、平成23年3月11日当時、4校存在し、平成23年度の在籍予定児童数は合計717人であったところ、本件事故後の避難指示で移転を余儀なくされ、平成28年4月からは4校合同でD区外の仮設校舎で学校運営を行っており、平成29年4月からは4校合同のままでD区内的校舎に移って学校運営が開始されたものの、同年5月15日時点での児童数は合計62人にとどまる。しかも、このうちD区内から通っている児童は19人にとどまる。中学校は、本件事故前からD中学校の1校のみであったところ、平成23年度の予定生徒数は344人であったが、本件事故後の避難指示に伴い、C市E区内に移転して運営されており、平成29年度からD区内での学校運営が再開された。しかしながら、平成29年5月1日現在の生徒数は66人にとどまっており、その内D区内から通学している生徒は18人にとどまる。上述したD区4小学校の現在の児童数から推計すると、D中学校の生徒数も年々減少し、平成35年度には25人となる見込みである。高校については、本件事故前D区にはM高校とN高校の2校が存在し、いずれも歴史があり、M高校はO地区で唯一の商業高校として、またN高校はO地区で唯一の県立工業高校として、いずれもD区以外からも生徒が通学していた。しかし、両校も、本件事故による避難指示のために移転を余儀なくされ、当初はサテライト方式により、その後はF区の仮設校舎で授業を行っていたところ、平成29年4月のD区内におけるP高校の開校に伴い、同校に統合された。本件事故前のM高校とN高校の

生徒数は合計 805 人であったが、P 高校は 503 人にとどまっており、新一年生は定員 240 人のところ 165 人にとどまっている。しかも上記 503 人の生徒中、D 区内から通学する生徒数はわずか 9 人である。さらに、本件事故前、D 区内にはたくさんの塾や教室があったが、本件事故後これら学習塾、音楽教室、書道教室、そろばん教室、日本舞踊の教室等はいずれも閉鎖したままである。

ク 移動手段

(ア) 鉄道、バス

本件事故前、D 区内には鉄道として JR・Q 線の 2 駅が存在し、そのうち D 駅発の普通列車は上り（R 方面行き）、下り（S 方面行き）ともに 1 日 16 本運行しており、D 駅に停車する特急も存在していた。特急を利用すれば、Tまで 3 時間 37 分、S まで 1 時間 8 分であった。なお、本件事故前に路線バスの運行はなかった。平成 29 年 5 月 15 日時点では、JR・Q 線が一部区間再開したが、運行本数は上下線ともに 1 日 11 本と少なくなり、さらに上りについては今もなお a-a 駅以南は不通のままであり、代行バスが上下あわせて 1 日 4 便運行している。また同日現在、特急は a-b-R 間のみで運行され、D 駅では運行されていない。

(イ) タクシー

本件事故前、D 区では、路線バスより利便性が高いものとして「e-まちタクシー」が運行されており、自宅の戸口まで迎えに行き、希望の行き先の戸口まで送り届けて 300 円（D 区の中心市街地では乗り降り自由で 100 円）という料金で運営されていた。しかし、本件事故後、e-まちタクシーは運行が停止され、平成 29 年 5 月 15 日現在再開されておらず、再開の見込みも立っていない。代わりに一時帰宅交通支援事業として「ジャンボタクシー」が運行しているが、e-まちタクシーに比べ運行本数が少なく、路線も決められたものでドア・トゥー・ドアの運行ではなく、ジャンボタクシーを利用した D 区内での自由な移動は難しい。一般的なタクシー事業について見ると、本件事故前は三つの会社が営業所を開設していたが、同日現在でいずれも通常のタクシー運行事業を行っていない。そのうち 2 社は営業を再開したが、上記ジャンボタクシーの運行を担っており、運転手不足等により通常のタクシーの運行を再開できていない。よって D 区内でタクシーを利用しようとする場合、F 区のタクシー会社に連絡することになるが、F 区のタクシー会社では D 区内で乗車して D 区内で降りることを認めていない運用となっており、同日時点で積極的に D 区内で営業を行う見通しも立っていない。D 区から F 区に通院・買い物等に行くために F 区からタクシーを呼ぶことは可能であるが、往復で約 9000 円かかり日常利用は現実的でない。以上から、自家用車が利用できない者にとっては、ジャンボタクシーも含め、タクシー利用可能状況が十分でなく、自由な移動が非常に困難になっている。

ケ 医療機関・介護施設等

D 区には、本件事故前、2 病院、7 診療所、5 歯科診療所が存在し、1 病院を除き、D 駅から続く D 駅前商店街及びその周辺にあり、調剤薬局も複数あって、まちなかに出れば通院し薬をもらい、買い物をして帰宅できるという状況にあった。また、医師は、個々の住民が長年通っているかかりつけ医であることが多く、医師と住民が密着した関係にあった。しかしながら、平成 29 年 5 月 15 日現在、診療を行っているのは a-c 病院の 1 病院と 2 診療所のみであり、歯科は一つもなく、調剤薬局は同年 4 月に営業を開始した D 調剤薬局のみである。a-c 病院は、本件事故前合計 99 床を有し、急性期医療と在宅医療の橋渡しじとなる役割を担っていたが、平成 26 年 4 月からの診療再開後も入院診療は再開しておらず、平成 29 年 5 月 15 日現在で非常勤医師 1 人、看護師 2 人で内科外科の外来診療のみ行っており、本館は閉鎖したままである。入院診療は今後も再開の見込みがなく、むしろ a-c 病院の 99 病床すべてを a-d 総合病院に移行することが計画されている。

介護施設については、本件事故前、D 区には身体又は精神上の障害により常に介護を必要とした在宅介護生活が困難な者を対象とする特別養護老人ホームや認知症高齢者が日常生活の支援を受けながら共同生活をする施設など合計 11 施設の介護福祉関連事業所があったが、平成 29 年 5 月 15 日現在、市社会福祉協議会の運営するデイサービスしか再開しておらず、認知症患者の入院も受け入れていた病院も休止中である。そのため、高齢となり常時の介護が必要となつても、入居・入院できる施設・病院が存在しない状況となっている。

(2) 本訴提起時原告らが被った具体的な損害

本件事故により本訴提起時原告らが被った“D に生きる”ことの喪失による具体的な損害は下記のようなものである。

ア 親しい人間関係の破壊

本件事故前、D の住民は、二世代、三世代で同居していた者や、近所に住んで協力し合いながら生活する世帯も多かった。そして、本訴提起時原告らにとって、家族が一つ屋根の下で助け合いながら暮らすこと、親の介護を自宅で行うことや祖父母が孫の面倒を見ながら成長を見守ることなどは、いずれも当たり前のことであるとともに、かけがえのないことでもあった。しかし、前記（1）ア記載のとおり、特に子育て世代は、本件事故による放射能汚染への恐怖・不安や避難先での仕事・生活等との関係等の本件事故に伴う理由から帰還をあきらめざるを得なくなり、結果、多くの本訴提起時原告らに家族が離散して生活せざるを得ない状況が発生した。これにより、高齢の本訴提起時原告らは、その子や孫と暮らしたにぎやかな生活を奪われた大きな喪失感、孤独感、孤立感や将来の老後の不安を抱え、帰還しない子育て世代は、複数世代が協力し合っていた生活を奪われたことにより生活環境の大きな変化や喪失感、祖父母を D に置き去りにした罪悪感を抱いている。

イ 人生計画・生きがいの喪失、将来の生活に関する不安

本件事故前、本訴提起時原告らは、「D」という土地に生涯住み続けることを前提に、子育てをし、特に高齢の原告らにおいては、晩年は子や孫たち、そして D の自然に囲まれてゆっくりと過ごすことを夢見て、まじめに仕事に取り組み、若年の本訴提起時原告らの多くも、親や祖父母の世代から受け継がれてきた「D」という土地で人生を歩んでいくことを当然のこととして、人生計画を考えてきた。しかし、このような本訴提起時原告らの人生計画が、本件事故による避難や前記 D の消滅等によってすべて破壊されてしまった。さらに、本訴提起時原告らは、本件事故前、「D」という質素ながらも温かみのあるコミュニティにおいて、家族や友人・知人と語らい合ったり、自らが栽培した農作物を近隣の友人・知人に分け与えたり、D の住民に頼られる仕事をして喜んでもらったりすることに個々の生きがいを見いだしていた。また、D の自然に触れ合ったり、伝統行事に参加することでも生きがいを感じていた者も多い。しかし、本件事故による避難や前記 D の消滅等によって、家族や友人・知人が離れ離れになり、農作物が栽培できなくなり、多くの者が仕事を失ってしまい、本訴提起時原告らは從前「D」に生きることで感じていた生きがいを失ったことに強い精神的苦痛を感じている。

本件事故によっていったん避難した本訴提起時原告らは、皆 D に戻りたいという強い希望を持っていたが、実際には、前記のとおり特に子育て世代は放射能汚染の心配により D に戻ることを断念し、結果長年 D に暮らし、D に戻ることを強く望んで

いる高齢者でさえ、その多くがDに戻ることを断念せざるを得ない状態である。このようにDに戻るか、戻らないかの決断を迫られる過程で、本訴提起時原告らは、大いに悩み、どのような選択が正しいのかについて、尽きることのない悩みに日々苦しめられている。

ウ 健康状態の悪化

本件事故により余儀なくされた避難生活の結果として生じた本訴提起時原告らの健康被害については後述するが、本件事故の結果として生じた健康被害には、Dへの帰還を既に断念した者が転出先で被った認知症やP T S D、パニック障害や定住先を未だ決めていない者であってもふるさとであるDが人的にも物的にも破壊されて以前のDが存在しなくなってしまったことに心を痛め、その結果被ったうつ等の症状が存在し、これらは“Dに生きる”ことの喪失による損害である。

エ コミュニティーが破壊されたことに伴う精神的苦痛

(ア) 本件事故前のDにおけるコミュニティー、人間関係・交流、伝統行事等

Dでは、本件事故前、地域ごと、属性ごと密接なコミュニティー、人間関係・交流が築かれ、a e 野馬追祭りを典型として伝統文化、伝統行事が特に大事にされ、これを継承しようとしていた。具体的には、まず本件事故前、D区内には39の行政区（部落）があり、各行政区は住民たちにより組織化され、その構成員によって独立した一つの自治体ともいえる様々な事業、活動が行われていた。各行政区では、娯楽活動も盛んで、花見、盆踊り大会、夏祭り等の行事が行われ、冠婚葬祭も各行政区の者で協力して行われていた。また、行政区の内部はさらにいくつかの「班」「組」などと呼ばれる行政単位に分かれしており、これらのまとまりごとに、生活を守る機能を果たしていたのみならず、旅行、飲み会等の私的交流も盛んであった。また年齢ごとに「会」を作り、ことある毎に集まり、飲食を共にして親睦を深めているところもあった。そのほか隣近所での交流も盛んであり、Dでは本件事故前、昨今では珍しいくらい隣近所の付き合いが深く、和やかで楽しい雰囲気であった。さらに、Dでは本件事故前、東北六大祭の一つとして知られ、国の重要無形民俗文化財に指定されているa e 野馬追祭りの野馬懸、大字ごとに行われる神楽や田植え踊りなどの民俗芸能、講で行う神事が受け継がれており、Dは、これら伝統行事や伝統文化を特に大事にし、継承しようとする地域であった。

(イ) 本件事故による(ア)の破壊

本件事故による避難指示、避難指示が解除されても前記(1)アで示したように人が戻らないことによって、上記(ア)で述べた行政区での活動、班・組での活動や交流、近隣のつながりがなくなってしまい、人が戻らない以上今までのように行われる見込みもない。また伝統行事についても、一部では住民たちの努力により再開されているものもあるが、D全体で行うような大きな行事を除き、大半は住民が「D」に戻らないことにより行われなくなってしまった。こうした地域のつながりや受け継がれてきた伝統、慣習が失われてしまうことに、みな、悔しく残念な思いを抱いている。また、代々受け継いできた大切なDが、本件事故による汚染によって子供たちにとって嫌な場所となってしまっていること、子や孫たちにこの素晴らしい「D」という場所を残してあげられなかったことに心を痛め、嘆く者も多い。

オ Dに帰還する者の精神的苦痛

(ア) 放射線被害

前記(1)エ記載のとおり、本件事故によりDは放射性物質で汚染され、本訴提起時原告らが本件事故前居住していた地域も放射性物質で汚染されてしまった。このことによっていかに本訴提起時原告らの“Dに生きる”という生活が破壊されたか、は以下のとおりである。

a 被ばく不安

一度放射性物質に汚染された地域には最早安んじて住むことはできず、また除染の効果自体甚だ疑問であることは前記(1)エ記載のとおりである。また、放射線に被ばくし、身体的健康を害する危険が迫っていることに関する情報が人々に強い恐怖心や不安を感じさせることは心理学者によても明らかにされている。そして、Dの住民たちが放射線被ばくによる健康被害に対する不安を抱くことが合理的であることは後記(3)ア(イ)記載のとおりである。以上の状況で本訴提起時原告らは、強い恐怖心や不安に苛まれている。

b 農業を断念せざるを得ないこと

本訴提起時原告らの中には、Dで農業を営み、それを生きがいの一つとしていた者が数多いた。しかしながら、本件事故によるDの放射能汚染により、農業の断念を強いられるに至っている。このことも本訴提起時原告らに著しい精神的苦痛をもたらしている。また、稲作は、用排水路の整備等、周囲の農家と協力をしなければできないところ、多くの者が農業を断念すると、たとえ1人の者が農業を続けようと思っても、実際には不可能である。

c 豊かな自然を享受してきた生活がなくなったこと

Dでは、多くの者が、自生しているものを採取しそれを賞味することを人生の喜びの一つとしてきたが、本件事故によってDが放射性物質に汚染されたことにより、そのような採集生活は最早営めなくなった。

d 仮置場のフレコンバッグ

Dの除染の現状は、前記(1)エ記載のとおりであるが、除染作業はその進行に比例して不可避的に汚染土が増え、その行き場としてDの地域内のあちこちに仮置場が設けられている。このことは、Dという地域全体で見た場合に、除染というものが、土の単なる移動でしかないことを示しており、また、その仮置場の存在自体が本訴提起時原告らに対し著しい苦痛をもたらしている。

e 本件事故の収束の見通しが立っていないこと

本訴提起時原告らは、本件事故の収束作業がいつまで続くのかに不安を覚え、また収束作業が続いているということから新たな事故の発生の危険性を懸念せざるを得ず、心安まるときがない状況となっている。

(イ) 生活上の不便

前記(1)カないしケ記載のとおり、現状のD区内は医療施設が乏しく、食料や日用品を購入する場所も乏しく、交通手段も乏しい。また地元新聞である福島民報、福島民友さえ、D区は、一部を除き、配達地域外とされており、新聞を入手するためには毎日車で買いに行かなくてはならない。よってDに戻った場合、通院、買い物など、日常生活を送るために区外へ頻繁に出向くことが必要不可欠となるのに、交通機関が不足し、これらのことは本人や家族にとって大変な負担や不安となっている。特にDに戻る住民の多くは高齢者であるところ、本件事故前のC市において70歳以上の高齢者の外出時利用交通手段は、自家用車や家族送迎が多く、約6割が自家用車を利用し外出していたものなのに、子育て世代が戻ってこないことは前記(1)ア記載のとおりであり、従前子たちに運転を頼んでいた高齢者家族は、D区内の移動でさえ困難となり、現在は自ら運